

中華人民共和国商標法改正案(修訂草案征求意见稿)に対する意見

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト

条項	修正提案	提案理由
第4条	「生産、製造、加工、選定又は販売する」に、「輸入、輸出」を追加することを希望する。	輸入および輸出は、商標の使用行為の一態様であり、販売とは区別して明示されることが望ましいと考える。
第6条	優先早期審査の仕組みを導入し、第6条が対象とする「国が登録商標を使用すべき旨を定めた商品」については、優先早期審査の対象とすることを希望する。	改正案によれば、商標登録出願をしても登録が認められるまでは商品の市場投入ができないことが懸念される。これを解決するためには、出願人の申請により優先的に審査を行い、早期に審査を完了し権利付与できる仕組みが必要であると考えます。 また、優先早期審査制度は、模倣品発生の際の即時対応が図れる環境の提供や、国際出願における基礎出願へのセントラルアタックの予見性を知る上でも有効に機能すると考えるため、適用要件と併せてご検討いただきたい。
第11条	第二款は現行法維持を希望する。	第一款第(一)項に該当する数字とアルファベットの組み合わせ等についても、独占的な継続使用による顕著性を獲得できる可能性があるため、登録性を否定すべきではないと考える。
第12条	改正案第8条により商標の対象として追加される「色彩および音声」についても、本条における立体標識と同様に特殊規定を設け、登録要件を厳格に定めることを希望する。	本来登録性のないものまで広く登録が認められる懸念があり、権利乱用行為の発生する可能性が想定できるため、「色彩および音声」についても立体標識と同じく登録要件を厳格に定めるべきと考える。
第13条	第二款の「公衆を誤認させ」は、誤認され得る状態も含むよう明文化を希望する。	先行権利者にとって、実際に公衆に誤認されていることの立証は容易ではなく、公衆が誤認する蓋然性のある状態で足りるようにすることが望ましいと考える。
第14条	第二款第(四)項を、「中国或いは他の国・地域で馳名商標として保護を受けた記録」に修正することを希望する。  第三款の削除を希望する。	SAIC部門規定「馳名商標認定業務細則」第8条第四款の内容(当該商標が、以前に中国或いは他の国・地域で馳名商標として保護を受けた関連資料を含む、馳名商標として保護を受けた記録を証明する関連資料を馳名商標の認定の際に提出可能と規定)を商標法中で規定し、外国著名商標の搾取出願行為の抑止を図っていただきたい。  地方政府で自由に定められる著名商標(馳名商標ではない)の定義や効力は上位法律で規定されていな

		<p>いため、地方毎に効力が異なる結果が想定される。</p> <p>中国全土でビジネスを行う上で、地域によって侵害非侵害の対象や効力が異なることは混乱を招き、安定したビジネスを実施できない結果になることから望ましくないと考える。</p>
第 18 条	<p>「その他の商標事務」が、商標の権利化、異議申立等の商標局或いは商標評審委員会に対する手続に限られ、「商標権侵害を権利者が工商局へ投訴する行為」が含まれないことを明記することを希望する。</p>	<p>一部の AIC では、外国企業が主体である場合には代理人経由でないと投訴を受け付けていないという実例が報告されている。このような運用が生じないよう、商標法中で明確にさせていただくことが望ましいと考える。</p>
第 23 条	<p>以下の太字部分を追加希望。</p> <p>「登録商標を許可された使用範囲以外の商品に使用する場合<b>であって、商標専用権を取得する必要がある場合には</b>、別に登録出願を提出しなければならない。」</p>	<p>改正案第 4 条第二款と同様、本条が「商標専用権を取得する必要がある場合」を対象とした規定であることを明確にすべきと考える。</p>
第 24 条	<p>以下の太字部分を追加希望。</p> <p>「登録商標はその標識を変更する必要がある場合<b>であって、商標専用権を取得する必要がある場合には</b>、改めて登録出願を提出しなければならない。」</p>	<p>同上。</p>
第 31 条	<p>指定商品の一部に拒絶の理由が存在する場合に、残りの指定商品について早期に登録することが可能となるよう、分割出願の制度を新設していただくことを希望する。</p>	<p>改正案第 22 条第二款で導入される一出願多区分制に伴い、分割出願制度もあわせて導入されることが審査期間短縮を図る上で望ましく、部分拒絶を受けなかった指定商品について迅速に登録できる制度があるべきと考える。</p>
第 32 条	<p>本条を以下ととおり修正することを希望する。</p> <p>「審査のプロセスにおいて、商標登録出願の内容に本法の規定に合致しないと認める場合、商標局は出願者に対して「審査意見書」を出し、それを受取った日から 30 日以内に説明又は修正するよう出願者に要求しなければならない。出願者が期限を過ぎても回答しない場合は、商標局の決定には影響しない。」</p>	<p>改正案では審査意見書の発行を商標局の裁量としているが、審査意見書の発行は商標局の裁量ではなく、専ら第 37 条などと同様に、拒絶理由が存在すると商標局が考えるすべての出願に審査意見書を発行すべきと考える。</p>
第 34 条	<p>方案二の採用を希望する。</p>	

	<p>① 方案二第二款の、「他人が既に使用しており、かつ一定の影響を持つ商標」を、「他人が中国国内又は外国で既に使用しており、かつ一定の影響を持つ商標」とし、外国で周知となった商標について中国での登録を阻止する規定の導入を希望する。</p> <p>② 方案二第三款において、「一定の影響を有する登録商標を剽窃したものであり、混同を招きやすい場合、その登録を認めない。」を、「登録商標を剽窃したものである場合、その登録を認めない。」とし、「一定の影響を有する」及び「混同を招きやすい」を要件から削除することを希望する。</p>	<p>① 日本法では、外国における周知・著名商標の出願登録を阻止する規定があり(日本国商標法第 4 条第 1 項第 19 号, 第 15 条等), 中国での使用により周知・著名になった商標が日本に抜け駆け登録されないことは法律上担保されている。一方, 中国法には対応する規定がないため, 日本で周知・著名となった商標について中国で第三者による出願が抜け駆克的に行われた場合, その登録を拒絶する規定がなく不具合が生じている。このように両国間において商標の保護に不均衡が生じており, かかる不具合及び不均衡を是正するため, 中国法においても, 対応する規定の導入を希望する。</p> <p>② 非同一又は非類似の商品に対する先に存在する権利者の商標との関係においては、「一定の影響」や混同の蓋然性を要件とすることなく、「割合高い顕著性」と「剽窃行為」の有無で足りると考える。</p>
<p>第 36 条</p>	<p>現行法第 30 条の規定を維持すべきと考える。</p>	<p>異議申立人適格及び異議理由の限定は、異議が公衆審査の側面を持つとの観点からは後退するものと懸念する。</p>
<p>第 48 条</p>	<p>第二款第二文の「馳名商標の所有者」を「商標所有人」に修正することを希望する。</p>	<p>第三者による悪意による登録については、馳名商標でなくても除斥期間の適用除外とすべきと考える。</p>
<p>第 51 条</p>	<p>① 商品商標の使用定義に、「輸入」「輸出」を含めることを希望する。</p> <p>② 役務における使用定義を明示することを希望する。</p>	<p>① 商標権侵害品の権利行使においては、市場に侵害品の流通を阻止するべく中国国内への輸入時に差止めしたいというニーズは高く、また中国国内で製造された外国に輸出される侵害品についても、同様の趣旨で輸出時に差止めができるよう、使用定義に明文化されるべきと考える。</p> <p>② 商品商標と役務商標は使用の形態が大きく異なることから、役務商標の「使用」について別途定義規定を設けることを希望する。</p>
<p>第 53 条</p>	<p>粗製濫造され、粗悪品を優良品の代替とし、消費者を欺瞞する行為の主体を、商標権者および使用権者に限</p>	<p>改正案では、当該行為の主体が明記されていないため、悪意のある第三者による行為も、商標登録の取消しの対象となる懸念がある。</p>